

弘前学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は、「学生の受け入れ」「教員組織」および「財務」に関して問題点が認められる。これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、貴大学が本協会の大学基準に適合しているか否かの判定は保留する。

本協会の大学基準は、「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である」としている。

本協会では、上記大学基準に基づいて評価を行った結果、まず、学生の受け入れについては、2009（平成 21）年度における大学全体の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.78 と低く、2010（平成 22）年度においても改善されておらず、問題があると判断した。また、教員組織について、大学設置基準上原則として必要な教授数が、大学全体で 3 名、社会福祉学部において 1 名不足しているほか、大学院設置基準上必要な研究指導補助教員数が、大学院社会福祉学研究科において 1 名不足しているという問題点もある。さらに、財務については、2007（平成 19）年度に「弘前学院財政改善計画」を策定・実施したものの、前回の認証評価時と比べ、財務状況が改善されたとはいいがたい状況であり、問題があるといわざるを得ない。

これらの課題に対し、貴大学は抜本的な改革を行って改善を図ることが期待される。

については、保留の期限を2014（平成26）年3月末とするので、下記の総評および提言に従って改善に向けて努力し、その結果を2013（平成25）年6月末までに報告されるよう要請する。本協会は、その報告書の提出を待って、改めて大学基準への適合についての判定を行うこととする。

今回の評価結果を契機として、貴大学が改善への取り組みに全力を尽くし、発展されることを期待する。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1886（明治 19）年に弘前教会内に創立された来徳女学校を淵源とし、移転・改称などを経て、1950（昭和 25）年に弘前学院短期大学を開学、1971（昭和 46）

弘前学院大学

年に短大と併設する形で4年制大学の文学部を設置し、新たな1歩を踏み出している。その後、1999（平成11）年に社会福祉学部、2005（平成17）年に看護学部を開設した。大学院においては、2003（平成15）年に社会福祉学研究科、2005（平成17）年に文学研究科を開設している。2000（平成12）年に短期大学を閉学し、現在は3学部2研究科を擁する複合大学として構成されている。

貴大学の理念は「畏神愛人」というキリスト教精神であり、人間教育の立場を明確にしたものといえ、同時に、学部・研究科の構成につながるものと評し得る。また、「畏神愛人」の精神は、『大学案内』『学生募集要項』、ホームページなどに掲載され、受験生を含む社会一般に周知されており、学生に対しても、『学生便覧』、礼拝、リトリートなどさまざまな宗教行事や授業をとおしてその理解の浸透に努めている。

教育目標については、文学部では「人文諸科学に対する広い知識を持ったうえで改めて自己の専門性を認識するようなバランスのとれた人間」を育てること、社会福祉学部では「人間存在の根源的テーマの一つ一つを心底から問い続ける人材」を養成すること、看護学部では「倫理観にとんだ人間性溢れる看護専門職等」を養成することとしている。また、文学研究科は「日本文学を研究し、広い視野に立つ深い専門的知識を備える」ことを目的として、これらの知識を地域に還元できる人材の養成を目指し、社会福祉学研究科は「社会福祉の現場において指導的中核的役割を担う高度専門職業人などの養成」を企図している。

しかし、各学部・研究科の教育目標・人材養成の目的が学則等に明示されておらず、早急に改善することが求められる。

二 自己点検・評価の体制

「弘前学院大学自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、学長を委員長として、認証評価の義務化以前の1992（平成4）年から「自己点検・自己評価委員会」を組織している。また、2006（平成18）年度本協会の認証評価（加盟判定審査）を受けており、本協会は、大学基準に適合しているとの判定を行った。ただし、その際、財務状況が悪化傾向にあり、その回復の重要な要因となるべく「学生の受け入れ」について、今後の推移を見守る必要があることから、次回の認証評価の早期申請を求めている。

今回、前回の認証評価時の助言・勧告に対する改善への努力はうかがえたものの、「学生の受け入れ」は苦戦が続き、「教員組織」「財務」についても改善状況が認められない。また、その他の指摘事項について、必ずしも実効を伴った改善策がとられたとはいいがたい。したがって、今後は、自己点検・評価結果を踏まえた改革を実施する、実効性のある体制を整備することが求められる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学の理念である福音主義キリスト教による人格の完成を目指し、教育目標を実現するため、また地域のニーズを踏まえて、3学部2研究科を擁しているほか、附属施設として、地域総合文化研究所・社会福祉教育研究所・附属図書館を設置している。さらに宗教部を設け、キリスト教に基づく教育をサポートしている。

これらの組織のうち社会福祉学部・看護学部・社会福祉学研究科は、直接的な地域社会貢献活動を目指し、文学部と宗教部は、貴大学の理念を実現化しようとするものである。また、地域総合文化研究所では、地域出身の文学者に焦点をあてた講演会の開催や、青森県の伝統や文化を掲載した「地域学」の刊行を行っている。社会福祉教育研究所は、福祉教育の充実発展を目指し、研究所年報には、青森県や弘前市についての実践や歴史の論文を掲載するなど、「地域に開かれた大学」の理念に基づいて運営されている。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

文学部

貴学部の「21世紀の知識人として通用する総合的な視野を持った人材の育成」という目的実現のために、基礎演習、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、共通専攻科目および共通関連科目、自由選択科目、資格関係科目が設置されており、専門科目の履修は1年次から段階的、相関的履修が可能な構成になっている。さらに、共通専攻科目、共通関連科目、10単位までの履修を認めている他学科専攻科目により、学生の履修の幅を広げている。全体として、各科目区分、必修・選択の配分など、学部の目的実現に適したバランスある教育課程がおおむね整備されている。

しかし、一般教育科目では、特色あるカリキュラムとしての工夫が認められるものの、「自然についての科目」は内容的に選択の幅が少なく2科目4単位の選択必修、情報倫理全般についての内容も不足している。また、導入教育として、少人数で実施している「基礎演習」は、授業科目の内容が未整理である。自由選択科目の「企業等実習」や「大学院指定科目」は、履修者の増加もなく、就職率や大学院進学率も向上していないことから、実績につながっていないとはいえない。加えて、弘前大学との単位互換制度は利用者が少なく、工夫が求められる。こうした点の改善を進めるべく、共通教育全体の責任体制として、「共通教養科目運営委員会」の充実が求められる。また、分野によって開講科目数に差があるので、あわせて検討が望まれる。

社会福祉学部

少人数教育による効果的な社会福祉教育を念頭に、社会福祉の専門職にふさわしい人格の形成を含んだ教育を展開することを重視し、単に社会福祉の専門職を養成するというだけでなく、大学教育としての社会福祉教育を行うことを意識して教育課程を編成している。

すなわち、学問としての社会福祉学を学ぶうえで必要とされる「基礎教育科目」「社会福祉学支援科目」「社会福祉専門教育科目」を開設している。特に、社会科学としての社会福祉学を学ぶうえで基礎的に必要となる学力を「社会科学研究方法」や「基礎演習」などの基礎教育科目で身につけるよう配慮している。また倫理観を培うものとしての中心となる「宗教学（キリスト教）」「法学」「社会学」「心理学」「語学」などの一般教養的科目を社会福祉学の周辺にある「社会福祉支援科目」として位置づけ、その後展開される「社会福祉専門教育科目」の学びへと結びつけていることは大きな特徴である。さらに、社会福祉学の基本的認識を「社会科学研究方法」で学び、導入教育の役割も果たしている「基礎演習」を含めて習得し、「社会福祉学支援科目」と平行して「社会福祉専門教育科目」を学びながら、3・4年次での実習を行うという配列にしている。ただし、「基礎演習」に関しては、授業内容に教員間で差がある。

単位互換制度については、現在実施されておらず、今後の検討を要する。

また、4年間の学びの集大成としての卒業研究のための専門演習を多くの学生が履修しており、自主性、主体性が育っていることが伺われる。

看護学部

看護学部の5つの教育目標を達成するために、教育課程を体系的に「看護基盤」「看護基礎」「看護実践」の3本柱に大別し、学年の進行とともに教養的科目から看護の実践に必要な知識や技能を修得する教科に移行するように配置されている。また、「キリスト教概論」が1年次、「キリスト教倫理」が2年次に配備されていることは、建学の精神に基づく教育課程と評価できる。1年次に基礎演習を配置し、少人数制の教育により、自主性を育む教育が大学教育の導入部分として展開され、学士課程への円滑な移行としての役割も果たしている。

看護を発展させる能力育成のため「卒業研究」を必修科目としている。また、国際的視野を持って活動できる能力育成のため、英語は初歩的なレベルから看護英語の会話までの科目や、医療看護の文献の読解力を養うことを目的とした科目を開講している。

文学研究科

「地域の文学・文化・歴史を発掘・保存し、地域・全国・世界に発信する」および

「日本文学を研究し、広い視野に立つ深い専門的知識を備える」ことを目的とし、おおむねその実現を目指した教育課程を編成している。また、日本文学、日本語学、地域の文学・文化にかかわる特論および演習が開講され、論文指導教員の担当する「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の履修により、授業の中で実質的な論文指導を受けられる体制となっている。しかし、「伝承文学特論」は開講されておらず、「地域文学特論」は集中講義であるなど、開講科目数が少ない。

国内外の大学との単位互換はなく、社会人に対しては社会人リカレント教育制度(大学設置基準第14条特例による夜間開講)を実施しているが、入学者は2名にとどまっているので、受け入れ体制の充実が望まれる。

社会福祉学研究科

教育課程は、「人間福祉特論科目」「人間福祉演習科目」「人間福祉実習科目」の3つの指導領域から構成され、畏神愛人とヒューマンイズムの理念に基づき、人間に対する深い洞察を可能にすることを目的としている。理論的研究と実践との統合を図り、社会福祉援助技術の習得や児童、障がい者や高齢者などの福祉に関する理論的学習を可能にする組み立てとなっている。

しかし、「授業科目中選択特論科目の不足が目立つ」と認識しているとおり、適正な科目の設置が望まれる。また、大学院間における単位互換、単位認定制度の実施も学部同様、今後の課題である。

また、社会人のリカレント教育を標榜し、社会人を積極的に受け入れている。今後は、社会人学生の遠距離通学の困難の弊害を軽減するため、現在検討が始まっているITを利用した教育の実施が望まれる。

(2) 教育方法等

全学部

シラバスについて、授業科目により授業計画や講義内容全般の記述に精粗があり、成績評価基準が「評価方法」での簡潔な記述にとどまっているので、学生が授業内容・成績評価の方法・基準を把握し、履修登録および日々の学習に役立てることができるよう改善が求められる。

また、全学部において、学生による授業評価については、授業改善に向けた結果の活用が組織的とはいえず、学生へのフィードバックおよび結果の公開も行われていないので改善が必要である。

文学部および社会福祉学部における、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、「FD委員会」は設けられているものの、学部全体で組織的体制が整えられていない。看護学部においては、「学務委員会」が組織され、学生や保護者から

の教育に対する意見を取り上げ、有効な意見の場合はただちに教育の現場に反映するように改善策を講じている。

文学部

講義形式と演習形式による授業を設置し、講義でも教員からの一方的になることを避けるため、グループ・ワークなどを取り入れ、演習科目での双方向授業や、卒業論文・卒業レポート作成に導くという、教育方法は適切であるが、卒業論文を選択する学生が少ないことは検討が必要である。また、履修指導については、新入生と4年次の学生には入念な指導を行っている。しかし、留年者などの履修指導では、組織的な対応がみられないため、検討が必要である。また、年間の履修登録単位数の上限設定については52単位としており、単位制度の趣旨に照らし改善が望まれる。

社会福祉学部

年間の履修登録単位を制限していないが、細かな必修単位の設定や時間割の制約などにより、必然的に履修上限単位数は年間50単位程度となっている。また、学生の資格取得志向が強く、組織的な履修指導、具体的な履修上の相談に応じており、学修の質を担保している。また、基礎教育科目と一般教養的科目の運営において、「基礎演習」の担当教員間で、学生の状況を含めて、意見交換を日常的に行うほか、年に数回の担当者会議を開いて教授方法・教材・ゼミなどについて意見交換を行っている。

なお、2008（平成20）年度より開催されている「ヒロガク福祉創造フォーラム」は現役学生、教員、卒業生が共同して行う研究発表会であり、大学独自の社会に開かれた取り組みとして、今後の活動・発展に期待する。

看護学部

履修指導については、入学時オリエンテーションおよび「基礎演習」時に、担当教員および学務委員が指導を行っている。年間履修登録単位数については、専門教科の指定科目が多く、科目履修上必然的に単位数が制限されるため上限設定は行われていない。

文学研究科

履修指導については、入学時は入学式当日に、進級時は入学式前日に実施されている。また、修士論文作成については、指導教員を定めて、授業科目「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の中で、前期・後期末に研究の進捗をレポートで示しながら、個別指導によって行われている。2年次では学会への参加、中間発表会も課せられている。修士論文審査および口頭試問については、主査1名、副査1名の2名で行われており、客観的審査お

よび責任ある指導体制がおおむね整えられている。

少人数で丁寧な教育が、指導教員とのかかわりが密であるため日常的に弾力的に行われているが、FD活動は組織的に行われておらず、各教員個人の努力に委ねられている。また、1年間の授業および研究指導の計画、成績評価基準が示されていない。これらの問題については、改善する必要がある。

社会福祉学研究科

教育・研究指導の改善への取り組みに関しては、学生によるアンケート調査を実施しており、その調査結果をもとに、改善に向けて努力をしている。

大学院学生は、『大学院要覧』で各科目の授業概要を知ることができるが、授業内容・成績評価の基準の記載が示されておらず、履修登録および日々の学習に役立てることができるような記述がない。また、履修指導、修士論文の研究指導方法、具体的な指導スケジュールが明示されていないので、『大学院要覧』などに記載するよう改善が望まれる。

(3) 教育研究交流

全学部

国際的視野を広げ、異文化理解の機会を与える目的で、3学部共通の「海外研修」と「語学留学」の2つの制度が設けられている。「海外研修」4単位は、米国ノースセントラル大学（8月）またはシェナンドア大学（2月）での約3週間の授業と貴大学での15週の授業を履修するコースである。履修者は、文学部では過去5年で、0名から最大でも20名である。一方、「語学留学」については、シェナンドア大学への4ヶ月の制度と、姉妹校協定校のウィスコンシン大学への4ヶ月から1年間の単位認定を含む制度があるが、実績はウィスコンシン大学のみである。文学部では過去5年で、1名～5名である。

また、社会福祉学部・看護学部における、過去5年間の「海外研修」「語学留学」の制度利用については、社会福祉学部では実績がなく、看護学部では1名がシェナンドア大学での3週間の海外研修に参加しているが、両学部とも活発とはいえない。

受け入れについては、ウィスコンシン大学からの日本語研修として、2005（平成17）年度から毎年2～4名と、着実に実績を積み上げている。

今後も国際交流の実績を増やし、強化することが求められる。特に、文学部英語・英米文学科は「国際的視野を持った人材の養成を目指す」という目標を掲げていることもあり、語学に特化したプログラムのみならず、派遣、受け入れの両方向の幅広い交流の機会が設けられることが望まれる。

国内での交流としては、文学部と弘前大学との単位互換制度が制定されており、特

別聴講生として履修した授業科目が30単位まで「選択教養」として取得可能であるが、利用者はほとんどおらず、活発とはいえない。

文学研究科

「地域の文学・文化・歴史を発掘・保存し、地域・全国・世界に発信する」ことと「日本文学を研究し、広い視野に立つ深い専門的知識を備える」ことを修士課程の目的としており、アドミッション・ポリシーでは、国際交流を目標とする研究科としているが、大学院レベルでの国際交流の制度を整備しておらず、改善への取り組みも見られない。

社会福祉学研究科

国際的レベルでの研究交流については、教員の専門領域において個別に行われているが、教育研究交流が活発であるとはいえない。今後、国際レベルでの教育研究交流を活発に進めるためには、研究者、留学生の受け入れなど相互交流を図ることや、提携交流があるウィスコンシン大学、シェナンドア大学などとの教育研究交流を活発に促進することが望ましい。

(4) 学位授与・課程修了の認定

全研究科

学位授与の方針および学位論文審査基準が明示されていないので改善が望まれる。課程修了の認定は大学院委員会において、所定の単位取得と論文審査ならびに口頭試問への合格によって課程の修了が認定されており、客観的かつ厳正に行われる体制は整えられている。また、学位論文の審査は副査制を採用し、審査の透明性を図っている。

3 学生の受け入れ

建学の精神に基づいた大学全体のアドミッション・ポリシーを定め、学生の能力・可能性を複数の観点から評価するための多様な入試制度を整備し、選抜も公正に行われている。

定員管理については、大学全体での入学定員に対する入学者数比率が低く、収容定員に対する在籍学生数比率が、著しく低いことは、重大な問題であり、早急に改善が求められる。学部単位では収容定員に対する在籍学生数比率が文学部および社会福祉学部において著しく低い。なお、看護学部については、学生個々に十分な教育を展開するうえで、定員超過が弊害とならないよう対策・検討が必要である。大学院についても、恒常的に欠員を生じており、早急に改善に向けた方策の検討が求められる。2006

(平成18)年に再興された附属中学により、中・高・大の一貫教育の充実を図ろうとしており、その一環として附属高校での学習を、入学後の単位とする制度を実施予定とのことであるが、このような縦軸の連携の強化と成果も今後、期待されるところである。

4 学生生活

経済的な支援体制については、学内奨学金および学外奨学金を併せて整備されているが、さらなる採用の拡大が望まれる。また、特待生制度も、学業への意欲を上げる点で効果的に機能していることが認められる。

ハラスメント防止については、「弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントを含むその他のハラスメントに対応し、体制の整備に努めている。『学生便覧』にガイドラインおよび申し立ての手順を示して周知に努めている。

学生の就職指導については、就職課と「就職委員会」が設置され、きめ細かな就職指導が行われており、就職率も県内の就職困難な事情の中でも高い率を示している。学生に対する相談体制は、各学部で教員による組織的な指導体制が整えられ、オフィスアワー、学生相談室なども学生に認知されている。しかし、学外カウンセラーによる学生相談室の運営については、相談時間が極めて限定的で、常時相談できる状況にないことから、学生生活支援態勢のさらなる整備が望まれる。

5 研究環境

研究環境について、研究室および個人研究費は保障されている。また、研究時間への配慮はなされているが、学内の委員会などの業務に時間をとられることも少なくなく、研究に費やす時間の確保が課題となっている。特に、実習にかかわる教員は、研究時間の確保が難しくなっている。研修機会の保障については、「弘前学院大学専任教員の学外（海外及び国内）研修に関する規程」により制度化されているが、運用が保留状態で研修機会は確保されていないに等しい。なお、研究発表の場としては、研究紀要、「弘前学院出版会」からの出版が可能となっている。看護学部では、全学的な倫理審査体制のほかに、看護学部内で、学生の卒業研究倫理審査を行っている。一方、論文検索システムなど、情報面での条件の充実が望まれる。

研究活動について、「学外に多くの成果を発表することで教育の質を向上させ社会に貢献することである」を目標としている。しかし、文学部・研究科では、研究活動、学会活動、社会活動が活発とはいえない教員が見られる。外部資金については、採択件数は多くないが、科学研究費補助金の取得が継続的に行われている。社会福祉学部・研究科では、論文などの研究成果が学内外において積極的、継続的に発表されている。

看護学部では、学部開設以降、減少傾向にある。

6 社会貢献

貴大学の理念、特徴を生かした社会貢献活動は活発で、地域社会への連携・貢献への取り組みが幅広く行われており、学習機会の提供については、一般市民に無料で開放している「開放講義」と「あおもり県民カレッジ」への講師派遣による「出前講義」の2種類を実施している。特に看護学部では、「リカレント教育事業」として、2005（平成17）年から毎年現職の看護職を対象として、高度な医療に対応する看護技術の習得、エビデンスに基づいた看護援助のあり方、情報機器などを活用した費用対効果の高い看護のあり方など、最近の話題を取り上げたプログラムによる教育が実施され、臨床の現場に則した実践的な内容で開講している。また、キリスト教主義を根幹とする建学の精神に基づき、チャペルでの礼拝、クリスマスイベントの市民への開放やボランティア活動などをおして、地域住民との文化的交流の場としている。国、県、市のレベルの団体の委員、理事などを教員が務めていることなどをおして、国・地方自治体等への政策形成への寄与も行われている。

7 教員組織

2010（平成22）年10月現在、専任教員数について、大学設置基準上必要な専任教員数は満たしているが、同基準上必要な教授数に関しては、社会福祉学部および大学全体で不足している。また、大学院に関しても、大学院設置基準上必要とされる研究指導補助教員数が社会福祉学研究科で不足しているため、早急に改善することが望まれる。

専任教員の年齢構成のバランスは、高齢層への偏りが無いとはいえない。特に完成して間もない看護学部では、61歳以上に偏っている。また、文学部、社会福祉学部においては女性教員が少ない。今後の教員採用計画等において、全体のバランスを保つよう改善が望まれる。

教員の任免・昇格の基準と手続きについては、「弘前学院大学教員採用および昇格の選考に関する規程」として明文化されている。特に、選考の原則として「建学の精神であるキリスト教への理解とキリスト教教育への協力へ姿勢」が明示されていることは貴大学の建学の精神を反映したものといえる。一方、学位、教育歴については明確な基準が定められているが、「教育研究上の業績」については、具体的な基準が示されていない。また、学部所属の教員が大学院の授業科目や論文指導を担当する際の任用などについて明文化していないので改善が望まれる。

各学部・研究科の個別事項として、文学部英語・英米文学科では、英語学・英米文学を専門とする教員が少なく、2011（平成23）年度より1名の採用を予定しているが、

さらなる充実が望まれる。看護学部では、地域看護学実習、在宅看護論など重要な科目を兼任教員に依存していたが、2011（平成23）年度より地域看護学の専任教員1名の採用を予定している。しかし、専門教育の充実という観点からは十分とはいえないため、今後の採用計画に基づきさらなる充実が望まれる。また、助手や情報処理関連教育等を補助している学務課職員の拡充などによる改善が望まれる。

8 事務組織

事務長を事務部門の長として、総務課、学務課など4つの課と、入試広報センターなど2つのセンターおよび図書館事務室から構成されており、専任職員、契約職員、派遣職員を含む事務職員が支えている。それぞれの事務部署が、教学部門の各学部・学科および委員会の業務を明確に分担して教育・研究を支援している。また、「大学協議会」「学部教授会」には事務長はじめ各課長が出席するなど、教学組織と事務組織との連携が図られている。ただし、事務職員の年齢構成が50歳以上と30歳以下に分かれており、職員の年齢構成のバランスを改善することが望まれる。

事務職員の研修については、学内外のスタッフ・ディベロップメントの機会が与えられており、学外での研修内容を報告する機会を設けて研修内容を共有できるよう配慮している。また、2007（平成19）年10月には、「学園都市ひろさき高等教育コンソーシアム」という組織が立ち上げられて、新たな研修の場となっている。

9 施設・設備

校地・校舎面積ともに大学設置基準を大幅に上回っている。また、歴史的建造物である礼拝堂、重要文化財に指定されている外人宣教師館が保存され、学外に広く公開されている。一方、バリアフリー化については、看護学部用である6号館以外は遅れており、貴大学の理念・目的等に照らしても、改善に向けた取り組みが望まれる。

講義室は学生数に対して不足はないが、文学部、社会福祉学部においては、演習室の充実が課題であり、外国語教育に必要な設備にも遅れが見受けられる。また、基本的な情報インフラは整備されているが、情報コンセントの設置、講義等での学内LANの利用など、教育効果を向上させるための設備の充実が求められる。

学生用の施設・設備については、学生食堂、学生ラウンジなどを備えているが、学生からの声も踏まえて、さらなる充実に取り組むことが望まれる。加えて、1981（昭和56）年以前に建てられた1号館および2号館、図書館などの建物の老朽化への対応、および耐震化に向けた整備が望まれる。

なお、すべての施設・設備の管理運営・安全対策等は学長の責任のもと、実務は事務長と大学総務課が担当しておおむね適切に行われている。

10 図書・電子媒体等

ネットワークに関しては、国立情報学研究所のNACISIS Webcat、医学・看護系データベースとして代表的なものである医学中央雑誌、MEDLINE、CINAHLを初め、数多くの外部データベースを利用することが可能であり、他大学・各種図書館協議会との連携もある。しかし、最新の医学知識が求められる学部を擁しているにもかかわらず、受け入れ冊数および図書館資料費が減少傾向にあるため、電子ジャーナルを含む図書受け入れの充実が求められる。

図書館については閲覧座席数を十分確保しているが、スタッフが専任2名と少ないことなど、利用者の利便性について改善の余地があるといわざるを得ない。さらに、書庫スペースの不足、図書館内の非合理的な導線、コンピュータなどの機器が少ないことなど、図書館の設備が大学の機関としては不十分である。閉館時間などを含めて、学生の要請に対応しつつ、設備、運営を充実させることが望まれる。また、図書館の地域開放が行われているが、大学の地域社会貢献に資するような開放を制度化することが望ましい。

11 管理運営

管理運営は、「弘前学院大学組織運営規程」および「弘前学院大学学則」ならびに「弘前学院大学大学院学則」など明文化された規程に基づいて行っている。また、学長は理事長が候補者を推薦し、理事会の同意を得て理事長が任命し、学部長、研究科長においては、学長によって任命されている。全学的立場での審議機関としては「大学協議会」があり、学長の諮問機関として「学長運営会議」がある。しかし、「学長運営会議」は大学全般に関する管理運営、執行および学内調整を効率的に行うことを目的としており、学則にある「大学協議会」との機能・役割分担を規程上明確にすることが求められる。大学院については、学長が委員長を務める大学院委員会と研究科委員会で組織されており、前者が大学院全体、後者が各研究科に関する事項を審議するという機能分担が認められる。しかし、「大学協議会」と大学院委員会の役割・位置づけを、組織図および規程上も明確にすることが求められる。

12 財務

教育・研究活動の充実・強化と健全な財政の確立とを同時に図ることを目標とし、2007（平成19）年度から、安定した学生生徒等納付金収入の確保および人件費と経費削減を盛り込んだ「弘前学院財政改善計画」を策定し実施しているが、勧告を受けた前回の認証評価時と比べても、入学定員割れと多額の借入金により運営資金を確保するという経営状況は改善されず、到達目標はほとんど達成されていない。帰属収支差額は法人ベースで支出超過が続いており、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過

額の割合も 200%を越し増加傾向にある。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低い。特に 2008（平成 20）年度には次年度繰越支払資金が前受金収入より下回るなど現預金が急激に減少している。財務関係比率は「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ消費収支計算書、貸借対照表関係比率が大学・法人ベースともに良好な値とはいえ、経営の安定性に欠けているので、早急な財政計画の見直しと改善が強く求められる。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

2006（平成 18）年度に本協会の認証評価を受審したことを契機に、説明責任を果たす方策として、2007（平成 19）年に点検・評価報告書全文および本協会の評価結果全文を大学のホームページ上に掲載して学内外に公表した。

財務情報の公開については、学生、保護者、学校関係者に学内広報誌と一緒に財務三表を配布、教職員には公開掲示とし、一般に対しては開示請求があれば対応することであるが、具体的な請求方法が不明確なため、現時点では社会に公表されているといいがたい。また、2010（平成 22）年度よりホームページ上に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開しているが、単年度の掲載に限られているので、経年的に掲載していくことが望まれる。

入試結果や大学関係者からの情報公開請求については、対応できる体制があることは適切であるが、今後、対応に差異が生じることのないよう運用内規などの整備が望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に必ず実現すべき改善事項や一層の改善が期待される事項を以下に列挙する。

一 必ず実現すべき改善事項

1 学生の受け入れ

- 1) 2009（平成 21）年度における大学全体の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.78、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）は 0.81 であり、特に文学部、社会福祉学部では、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）はそれぞれ 0.74、0.70 であり、収容定員に対する在籍学生比率もそれぞれ 0.72、0.64 と低い。2010（平成 22）年度においても改善されていないので、是正されたい。

2 教員組織

- 1) 社会福祉学部において、大学設置基準上原則として必要な教授数が1名不足しており、大学全体でも教授数が3名不足している。また、社会福祉学研究科においては研究指導補助教員が1名不足している。これらを早急に是正されたい。

3 財務

- 1) 安定した入学者の確保と運営資金を借入金に依存しない財務体質の確立が喫緊の課題であるため、早急な財政改善計画の見直しと改善が強く求められる。

二 一層の改善が期待される事項

1 理念・目的

- 1) 学部・研究科ごとの人材養成に関する目的・その他教育・研究上の目的が、学則等に定められていないので、改善が望まれる。

2 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 全学部・研究科において、シラバスの記述内容に精粗が見られ、成績評価基準の記述にあいまいな部分があるので、改善が望まれる。
- 2) 全学部において、学生による授業評価の集計結果を教員に対してのみ公表しており、学生へのフィードバックを行っていないので、改善が望まれる。
- 3) 文学部、社会福祉学部および文学研究科において、組織的なFDを行う体制づくりが十分でないので、改善が望まれる。
- 4) 文学部において、年間履修登録単位数の上限が52単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
- 5) 社会福祉学研究科において、履修指導および研究指導方法ならびに論文指導のスケジュールが明示されていないので、改善が望まれる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 全研究科において、学位授与方針ならびに学位論文審査基準が明示されていないので、『大学院要覧』等に明示することが望まれる。

3 学生の受け入れ

- 1) 文学研究科および社会福祉学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.25、0.45と低いので、改善が望まれる。

4 教員組織

- 1) 看護学部の専任教員の年齢構成について、18名の専任教員中61歳以上が8名(44.4%)であり、年齢構成に偏りが見られるので、今後の教員採用計画等において、全体のバランスを保つよう改善が望まれる。
- 2) 学部所属の教員が大学院の授業科目や論文指導を担当する際の任用などが明文化されていないため、規程などに明文化するよう改善が望まれる。

5 施設・設備

- 1) 車いす利用者にとって、校舎内を移動すること、障がい者トイレを使用することなどが困難であり、全学的にバリアフリーへの取り組みが不十分であるため改善が望まれる。

6 図書・電子媒体等

- 1) 図書館の老朽化、書庫のスペース不足、受け入れ冊数減少など、十分に機能しているとはいいがたいので、改善が望まれる。

以 上

「弘前学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月25日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（弘前学院大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は弘前学院大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月15日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「弘前学院大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」で構成されます。「必ず実現すべき改善事項」は、法令違反など大学としての最低要件を満たしていないので、義務的に改善を求めたものであり、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留する主たる理由となった事項です。貴大学には、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、2013（平成25）年6月末日までにこれをご提出いただきます。

一方、「一層の改善が期待される事項」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「一層の改善が期待される事項」についても「必ず実現すべき改善事項」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「必ず実現すべき改善事項」と「一層の改善が期待される事項」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

弘前学院大学資料1—弘前学院大学提出資料一覧

弘前学院大学資料2—弘前学院大学に対する大学評価のスケジュール

弘前学院大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009(平成21)年度 弘前学院大学 学生募集要項 2009(平成21)年度 弘前学院大学 大学院学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2009(平成21)年度 弘前学院大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.2009(平成21)年度学生便覧(学部) 2009(平成21)年度大学院要覧 大学院 b.2009(平成21)年度講義概要(シラバス) 文学部 2009(平成21)年度講義概要(シラバス) 社会福祉学部 2009(平成21)年度講義概要(シラバス) 看護学部
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表(2009年度版) 大学院時間割表(2009年度版)
(5) 規程集	弘前学院大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	弘前学院大学学則 弘前学院大学大学院学則 弘前学院大学学位授与規則
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	(弘前学院大学学則) (弘前学院大学大学院学則)
③ 教員人事関係規程等	弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程 弘前学院大学名誉教授称号授与規程 弘前学院大学宗教主任選考規則、選考基準 弘前学院大学客員教授及び客員准教授規程
④ 学長選出・罷免関係規程	弘前学院大学組織運営規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	弘前学院大学自己点検・自己評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程、ガイドライン
⑦ 寄附行為	学校法人弘前学院寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人弘前学院 理事・監事名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2007(平成19)年度弘前学院大学自己点検・評価報告書 授業評価アンケート(調査用紙・回答用紙)
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	社会福祉教育研究所(弘前学院大学ホームページURLおよび写し) 地域総合文化研究所(弘前学院大学ホームページURLおよび写し)

資料の種類	資料の名称
(9) 図書館利用ガイド等	2009(平成21)年度学生便覧(学部)の144頁から150頁に掲載 2009(平成21)年度大学院要覧(大学院)の80頁から85頁に掲載
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	2009(平成21)年度学生便覧(学部)の126頁から127頁に掲載 2009(平成21)年度大学院要覧(大学院)の66頁から67頁に掲載
(11) 就職指導に関するパンフレット	キャリア支援CareerSupport
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	2009(平成21)年度学生便覧(学部)の124頁から125頁に掲載 2009(平成21)年度大学院要覧(大学院)の64頁から65頁に掲載
(13) その他	該当なし
(14) 財務関係書類	a. 計算書類(2004(平成16)～2009(平成21)年度) b. 監事による監査報告書(2004(平成16)～2009(平成21)年度) 独立監査人の監査報告書(2004(平成16)～2009(平成21)年度) c. 財務公開状況を具体的に示す資料 『弘学時報』別紙『財務情報の公開「閲覧」について』(2008(平成20)年度) 事業報告書(2008(平成20)年度)
(15) 寄附行為	学校法人弘前学院寄附行為

弘前学院大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月25日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	8月20日	大学評価分科会第44群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月15日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成)
- 2月18日 第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承)
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認)